

議案第 15 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

宅地造成等規制法の一部改正による経過措置期間が終了し、宅地造成等に関する工事の規制について宅地造成及び特定盛土等規制法の規定が適用されることに伴い、本市が神奈川県から移譲を受け処理することとなる同法に基づく事務に係る手数料を定める等のため改正する。

[内 容]

1 中間検査の手数料の設定（第 11 条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事（都市計画法の規定に基づく開発行為の許可を受けたことに伴うものに限る。）の中間検査の手数料を次のように定めることとする。

盛土又は切土をする土地の面積	金 額
3, 000 m ² 以内のもの	3, 100 円
3, 000 m ² を超え 20, 000 m ² 以内のもの	6, 200 円
20, 000 m ² を超え 40, 000 m ² 以内のもの	12, 400 円
40, 000 m ² を超え 70, 000 m ² 以内のもの	24, 800 円
70, 000 m ² を超え 100, 000 m ² 以内のもの	43, 400 円
100, 000 m ² を超えるもの	62, 100 円

2 旧宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事に係る審査手数料の廃止（第 11 条関係）

旧宅地造成等規制法の規定に基づき旧宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事に係る審査手数料を廃止することとする。

3 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日